

第7回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（越野委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第11号議案「芦屋市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) ホームページに、市指定文化財のうち見学可能なものは写真も載せられていたのですが、ホームページに載っていないものには、どういうものがあるのでしょうか。

生涯学習課長) ホームページに記載されているもの以外の文化財です。

越 野 委 員) 「見学可能なものはホームページに載せています」という記載になっていたのですが、それ以外とはどういうものがあるのですか。

生涯学習課長) 教育行政要覧の中に市指定の文化財の一覧がございまして、例えば「旧三条村共有文書一括」がございます。非公開です。あと非公開としては「四季耕作図屏風六曲一双」といいます。江戸時代の農村の風景を描いたような屏風がございまして、その部分については個人蔵で、非公開です。

浅 井 委 員) 個人のお宅に保管されているということで、なかなか難しいと思いますが、割とたくさん非公開があります。その中で、もう少し特別公開のような形で見せていただけるような機会は

持てないでしょうか。以前、「芦屋のたからもの」という展覧会をされたときが、それに近いと思うのですが、特別公開のようなレア感を持った展示をしてもらえると興味が湧くと思います。また、文化財の中には持ち運べないものも多分多いと思います。力石などはどうなのでしょう、ある程度、移動などできないものなのでしょうか。

木村委員) これはセメントか何かでつけているのですね。展示する限りは持って帰られると困るので、つけておかないといけないわけでしょう。

浅井委員) 古墳などはもちろん展示もできないですが、矢尻や銅鐸みたいなもので、なかなかふだんは見られないものを、時にはある程度一堂に集めて、集められないものは写真や地図などで、少し特別感を持つての展示もやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

生涯学習課長) 市の指定の文化財につきましては、比較的自由に見ていただける分もありますが、例えば国指定の重要文化財などというレベルになりますと、他の博物館で保管されているケースもございしますので、そういったものは芦屋の美術博物館に持ってくるということは、なかなか難しいところはございます。

それ以外で貴重な芦屋の宝でもありますので、何かの機会がありましたら、美術博物館がございしますので、そういったところで展示するように考えていきたいとは思っています。

浅井委員) 国指定文化財も結構ありますね。中には、ヨドコウ迎賓館や会下山遺跡などもありますが、少しでもそういう機会がもしあれば、ここで市民の方の興味も動くのではないかという気は

いたしました。

越 野 委 員) 昨年、芦屋の国指定文化財となっている近代建築については、すごくすてきな「芦屋の近代建築」という冊子を作られていたと思いますが、同じような感じで、市の指定の文化財の冊子みたいなものがあれば、小学生や一般の市民の方にも、もっとたくさん市の指定の文化財があるんだよと知ってもらえるかなと思いますがいかがですか。

生涯学習課長) そうですね。御存じのように芦屋の文化財で網羅している分がございます。一応方法については考えてみたいと思います。

木 村 委 員) 写真を見ると、今現状で展示されている状況で、「力石」という表札というか看板みたいな感じで、字が消えかかって見えない感じです。指定をされたので、改めて説明の看板みたいなものを市で作って、分かりやすく解説したものを置き直すようなことは、検討はされないでしょうか。

生涯学習課長) 予算の関係もございますが、木村委員におっしゃっていただいたところも市のホームページで紹介したり、解説板の設置についても検討していきたいとは考えてございます。

木 村 委 員) もう1つ、すごく基本的なことですが、これは芦屋市の指定の有形民俗文化財ですが、ホームページを見ると、指定有形文化財もあって、指定有形民俗文化財もあります。「民俗」がついているものと、そうでない有形文化財はどういう基準で分けられているのか、分からなかったので、教えてもらえますか。

生涯学習課係長) そもそも国の文化財保護法にもこの種別が設定されておりまして、それに基づいて芦屋市でもこの種別を使っております。先ほど木村委員がおっしゃった芦屋市指定有形文化財と有形民

俗文化財の違いですが、有形文化財はもう少し幅が広くて、例えば美術工芸品のつぼや、蒔絵の箱のように、どちらかという
と、イメージになってしまいましたが、力石のようなものではなくて、もう少し美術品というか美術工芸品、例えば仏像など、
そういうものが有形文化財として設定されています。

有形民俗文化財は、そういう意味では、比較的その後に設
けられた文化財でして、「民俗」と入っていますので、例え
ば特権階級が使ったような高級品ではなくて、庶民が使った、
いわゆる農村とかであるような農具とかそういうもので、有
形のもものが対象になっています。

あともう1つ、無形民俗文化財がありますが、2つがセッ
トになってきます。有形のほうは農具やだんじりがあって、
無形のほうは、例えばだんじりの祭り全部を指定というよう
に、そういう形で種別がされております。

木村委員) 要するに高級なものか俗なものかみたいな、そういう違い
ですね。でも、蒔絵などは、それは確かに高級ですが、食器み
たいなもので、その区別は割と判断に苦しむ場合もある感じが
します。

浅井委員) 400年の節目という徳川大坂城の採石場跡は今後、指定
していく方向はありますか。

生涯学習課長) 現在のところ指定していく予定はございませんが、本年度、
400年で、シンポジウムのようなものは西宮市と一緒にやる
予定にはしてございました。ただ、新型コロナウイルス感染症
の関係がございまして、市の80周年記念事業がほぼほぼ翌年
度に回りました関係がございまして、来年度、そういったも

のも意識したいとは考えてございます。

生涯学習課係長) 採石場ですが、平成16年に、既に刻印石を市指定文化財にしておりまして、今の芦屋市霊園の中にあります刻印石については、市指定文化財として指定しております。

浅井委員) 例えば芦屋市の霊園内の解説板などですが、前にもお話ししたのですが、やっぱり風雨にさらされて、直射日光などで、せっかくステンレスの高級な解説板を設置されているのですが、字がすごく見えにくくなっている箇所が市内の各地に割とあります。大変ですが、その辺のメンテナンスもお考えいただいたらと思います。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第11号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第12号議案「芦屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) スポーツクラブ21ひょうごの芦屋市の推進委員の任期も7月末かと思いますが、こちらは委嘱は今回ではないのですか。

スポーツ推進課長) 前年度、芦屋市スポーツクラブ21の推進委員会につきま

しては、スポーツ推進審議会へ業務を移管することで話し合いが行われまして、スポーツ推進審議会でスポーツクラブの、今後の芦屋市全体のスポーツの運営といたしますか方向性を、全てそちらでということ話し合いの中で決まりましたので、今回はなくなるということです。

浅井委員) それはいつ決まったのですか。

スポーツ推進課長) 前年度のスポーツクラブ21の委員会で決めたと思います。

浅井委員) その会議自体がこの推進審議会に含まれる形になるわけですね。会議自体がなくなるということですか。

スポーツ推進課長) はい。業務自体が推進審議会へ全部移行する形です。

浅井委員) 分かりました。

今回の新型コロナ禍以降、会議は行われましたか。

スポーツ推進課長) 前々年度からの2年任期ですが、1年目は会議を行ったのですが、2年目はできなかつたです。2年目については審議会を開けなかつたのが現状です。

教育長) 2年目は丸々やっていないのですか。

スポーツ推進課長) 年に1回のもので、3月に実施ができませんでした。

浅井委員) 年に会議は1回だけでしたか。

スポーツ推進課長) 計画策定のときは4回か5回やっているのですが、通常は1回か2回です。

浅井委員) こんなときに、学校教育、体育や地域において、ウィズコロナでやっていけるスポーツとか、そういうことを今こそ考えていただかないと、生活の不活発病みたいなことも言われていますから、特に高齢の方などは体を悪くされたりすることもあります。子どもたちがどういう形で安全に体を動かせるかも重

要になってくると思うので、ぜひその辺を審議していただけたらなと思います。

スポーツ推進課長) 新型コロナで体育館が閉鎖になる前ですが、体育協会さん
にお願いして、J : COMで、8分ぐらい、家庭でできるゲームであるとか、簡単な運動という内容で放送させていただきました。

体育館の指定管理者、S & Nスポーツマネジメント芦屋ですが、シンコースポーツがメインでやっています。シンコースポーツのホームページに、家でできるストレッチであるとか、その画像を流しています。また、海浜プールの指定管理者のセントラルスポーツですが、そちらのホームページを見ていただいたら、家でできる運動であるとかストレッチを紹介しています。なかなか皆さんにPRを進めていなかったのですが、そういう取り組みをしています。

今日、スポーツ推進委員会があるのですが、そういう話合いの機会の中で、そういうものを作っていきたいと考えております。

浅井委員) 動画配信などでいろいろ取り組みをしてくださっていることは分かりました。長引いていく現状を考えると、やっぱり新しい生活ではないですが、いろんな形で注意をしながら、実際にみんなで体を動かしましょう、戸外でフェイスシールドをするだとか、いろんな工夫をしながら、ある程度そういうことも少し進めていかないといけない時期かなとは思っていますので、少しずつ前進していただければと思います。

スポーツ推進課長) ありがとうございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第12号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、日程第2、報告第13号「芦屋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

確認ですが、山手小学校にはわんぱく学級がありましたね。それを2つにしたために、わんぱく学級の「かえで」と「もみじ」をつけたということですね。

青少年育成課係長) そうです。

教 育 長) もともとのわんぱく学級自体、45人は名称変更しただけであって、新しく増設されたわけではないということですね。

青少年育成課係長) はい、そうです。

教 育 長) 増設は、なかよし学級の「つばめ」とわんぱく学級の「もみじ」ですね。

青少年育成課係長) おっしゃるとおりです。

越 野 委 員) 西山幼稚園で開かれている放課後児童クラブは、芦屋川より西から通学されている1年生、2年生を対象にされていると

伺ったのですが、保護者からは迎えに行くにしても、自分たちで帰るにしても、山手小学校よりも近いので安心だし、とても助かっていますと好評を頂いているようですが、これは来年からもこのまま使わせてもらえそうでしょうか。

青少年育成課係長) 幼稚園の人数に空きが出るかどうかによって、お借りできるかは変わると思いますが、空きが出て、そこを使っていけるようであれば、来年度も同じように検討しております。

越 野 委 員) 今、保育で使っているお部屋を、そのまま放課後児童クラブで使うことは基本的にはできないということですか。今は年長さんが1クラスだから使えている状況ですか。

青少年育成課係長) そうということです。

越 野 委 員) 今年度は、年少さんは2クラスなので、来年度はそこは使えなくなりますよね。

管 理 課 長) もともと西山幼稚園は、保有教室数が預かりのお部屋とか図書のお部屋がありますが、一応保有の教室数としては4教室になっていまして、先ほどからお話がありますとおり、今は年少が2クラス、年長が1クラスで、この年少の方がそのまま上がり、2クラスになったときに、この秋の募集で年少が1クラスになるか2クラスになるか。2クラスになれば保有教室は全部使う形になりますので、わんぱく学級として活用できるかどうかは、この秋の募集次第でできるかどうかという判断になります。

越 野 委 員) 年少さんはぜひ集まってもらいたいですし、でも、学童はこちらでできればという思いもあり、難しいですね。

管 理 課 長) 全く同じで、悩ましいことになっています。

木 村 委 員) 使える場所があれば、これは基本的にどこでもいいという、もちろん適切な広さがあるところですが、民間から借りてやるのでも、別に制約はないわけですね。芦屋の場合はそういうものが、学校の近くにあるかどうか、もちろん大きな問題もあります。西山地域とかそのあたりは広いスペースで借りるような場所も余りなさそうですね。

管 理 課 長) 今あるお部屋をどういう活用ができるかについては、また考えていかないといけないと思っています。

越 野 委 員) 多分、今後も放課後児童クラブを利用するお子さんは減らないのかなと思いますので、前もって考えておいていただけたらと思います。

教 育 長) こうすることで、山手小学校の子が岩園小学校へ行ったり、宮川小学校の子が浜風小学校に行ったりということは、全て解消されました。山手と宮川がたくさんになって、待機児童を出さないという策で行いました。学校ではないけども、校区内の場所で開いたということです。

他に質疑はございませんか。

それでは、報告第13号「芦屋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 閉会宣言